

随意契約締結理由書（公表用）

下記のとおり随意契約を締結したので、公表します。

1 工 事 件 名	日本橋中学校改築に伴う浜町公園内仮校舎整備において生じる既存公園施設移設等工事
2 施 行 場 所	東京都中央区日本橋浜町二丁目59番1号（浜町公園）
3 対 象 業 種	造園工事
4 工 事 概 要	園路広場維持工 1.0式 仮設工 1.0式
5 工 期	令和6年8月30日まで
6 契 約 金 額	5,148,000円（税込み）
7 契 約 締 結 日	令和6年6月12日
8 契約の相手方の住所及び商号又は名称	東京都中央区日本橋本町四丁目2番12号 株式会社富士植木 中央支店 支店長 野林 太郎
9 随意契約締結の理由	本工事は、日本橋中学校仮校舎の整備に伴い、利用できなくなった健康器具の移設等を行い、従前通り健康器具が利用できるようにするための工事である。 上記業者は、日本橋中学校仮校舎整備に先立ち実施した浜町公園内樹木移植等工事を受注しており、現場状況を熟知している。同者が本工事についても一貫して施工することにより、安全に工事を進めるとともに、工期短縮を図ることが可能であることから、同者と随意契約を締結するものである。
10 根 拠 法 令	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

随意契約締結理由書（公表用）

下記のとおり随意契約を締結したので、公表します。

1 工 事 件 名	中央区立温浴プラザ「ほっとプラザはるみ」等複合施設盛土工事
2 施 行 場 所	東京都中央区晴海五丁目2番3号
3 対 象 業 種	建築工事
4 工 事 概 要	盛土工事 晴海五丁目全体の計画高さ（約AP+6.5m）に地盤を嵩上げする工事
5 工 期	令和5年9月29日まで
6 契 約 金 額	27,955,400円（税込み）
7 契 約 締 結 日	令和5年1月13日
8 契約の相手方の住所及び商号又は名称	東京都文京区後楽一丁目5番3号 株式会社塩浜工業 東京本社 東京本店長 堀 昌弘
9 随意契約締結の理由	現在、隣接地において、東京都港湾局発注の晴海五丁目（特別区道中月第836線）道路改良工事（以下「港湾局工事」という。）が上記業者にて施工中である。 港湾局工事で整備がなされない範囲の一部を盛土する本工事は、港湾局工事と一体的な工事であることから、同者が施工することにより工期の短縮が図られる。 また、各単価及び経費率について基本的に港湾局工事と合わせることで、工事費全体で概ね3%の削減を図ることができる。 さらに、同者は港湾局工事を施工するに当たり、近隣住民に対し住民説明会を行っており、住民対応も円滑に進めることができるため、同者と随意契約を締結する。
10 根 拠 法 令	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

